

休業要請の緩和に伴う府立学校の再開について

令和2年5月21日  
京都府教育委員会

5月15日(金)の本府の緊急事態措置の緩和判断基準に基づく休業要請の段階的緩和を受け、府立学校の再開について、5月15日(金)にお知らせしたところです。本日、本府の緊急事態措置の緩和判断基準に基づき、学校に係る休業要請が府内全域で解除されたことを受け、先にお知らせのとおり、下記のとおり再開しますのでお知らせします。

記

1 府立学校の再開

次表のとおり、全ての府立学校を再開する。

	5月25日(月)再開 (先に再開決定)	6月1日(月)再開 (今回の再開決定)
高等学校附属中学校	中丹通学圏以北	口丹通学圏以南
高等学校		
特別支援学校	—	府内全域

なお、今後の地域の感染状況を踏まえ、学校再開の延期、再開後の再度の休業や学校の一部の休業を行うことがある。

2 段階的な教育活動の実施

次のとおり、学校再開に向けて、段階的に教育活動を実施する。

- 中丹通学圏以北の附属中学校・高等学校  
5月18日(月)から週3日以内の登校日を設定
- 口丹通学圏以南の附属中学校・高等学校  
5月18日(月)から週1日、5月25日(月)から週3日以内の登校日を設定
- 特別支援学校(全校)  
5月25日(月)から週3日以内の登校日を設定

3 その他

- 教育活動の実施に当たっては、各校の状況に応じ、感染防止対策の工夫を行う。
- 臨時休業による生徒の学習を保障するために、長期休業期間の短縮を行う。また、学力の定着を図るために、補習の実施や家庭学習を課す。ただし、新たな土曜日の活用は行わない。
- 児童生徒又は教職員が感染したことが判明した場合は、保健所や学校医等と連携し、感染者の校内での活動の態様、感染経路、地域の感染状況等を確認の上、学級、学年又は学校の臨時休業の実施を判断する。

4 府内市町(組合)立学校への対応

府教育委員会から市町(組合)教育委員会に対し、府立学校の対応を参考としつつ、地域や学校の実情を十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するよう依頼する。

担当	総務企画課(本通知及びその他の事項)	075-414-5751
	教職員企画課(教職員のサービス及び健康管理)	075-414-5813
	学校教育課(小中学校に関すること)	075-414-5831
	特別支援教育課(特別支援学校に関すること)	075-414-5834
	高校教育課(高等学校に関すること)	075-414-5846
	保健体育課(児童生徒の健康管理、部活動に関すること)	075-414-5861

【参考】校種別・地域別 学校再開スケジュール※5月15日発表のものと同じ

	府立高校 府立高校附属中学校 (中丹通学圏以北)		府立高校 府立高校附属中学校 (口丹通学圏以南)		府立特別支援学校	
	生徒	指導内容	生徒	指導内容	児童生徒	指導内容
5月18日 ～ 5月24日	<b>登校日設定</b> 週3日以内 半日又は全日  部活動不可	健康把握 学習指導 HR等	<b>登校日設定</b> 週1日 半日  部活動不可	健康把握 学習点検 HR等	居場所確保のための特例的受け入れ(～29日)	
5月25日 ～ 5月31日	<b>学校再開</b> 週5日 全日  部活動不可	健康管理 授業	<b>登校日設定</b> 週3日以内 半日又は全日  部活動不可	健康把握 学習指導 HR等	<b>登校日設定</b> 週3日以内 半日  部活動不可	健康把握 学習点検 HR等
6月1日 ～ 6月7日	同上  部活動可 (当面条件付)	同上	<b>学校再開</b> 週5日 全日  部活動不可	健康管理 授業	<b>学校再開</b> 週2～5日 半日又は全日  部活動不可	健康管理 授業
6月8日 ～	同上	同上	同上  部活動可 (当面条件付)	同上	週5日 全日  部活動可 (当面条件付)	同上